

市民文教委員会会議録

平成23年8月26日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 11:10

【 案 件 】

1. 学校施設等の再編について

【 報告事項 】

1. 2012年飯塚市成人式の開催日の変更について (中央公民館)
2. 平成23年度飯塚市一般廃棄物処理実施計画の一部変更等について (環境対策課)
3. 市民課窓口業務の民間委託の取り組みについて (市民課)

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会します。「学校施設等の再編について」を議題といたします。

「飯塚市小中一貫校建設基本構想 中間報告書について」執行部の説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹

本年3月に策定いたしました「飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次実施計画」の実現に向けて、当学校施設整備推進室を中心に教育部各課をはじめ関係部署と連携し、本日まで取り組みを行ってまいりました。具体的に申しますと、現在取り組みを行っておりますのは、平成25年4月開校を目指し建設計画を進めております額田小中一貫校建設の取り組みでございます。2つ目は菰田中学校、飯塚第三中学校を飯塚第一中学校へ統合する取り組み、そして3つ目が一体型の小中一貫校を建設する計画で、現在、幸袋中学校区、鎮西中学校校区、穂波東中学校区で行われておる取り組みでございます。その一体型小中一貫校建設計画の取り組みの1つとして、施設一体型の小中一貫校を建設するための建設適地の選定を中心とした「小中一貫校建設基本構想」について策定を業者のほうへ委託しておりますが、このたび、建設候補地の提案を含めた中間報告をとりまとめましたのでご報告いたします。

A4縦の中間報告書の5ページをご覧ください。最初に「基本構想の策定にあたって」と題し、その背景について記述しております。学校施設の老朽化の問題や人口減、少子化の進展を予測した学校規模の適正化を図る必要から市の施策として実施計画を策定し、この計画に従って市内3中学校区に一体型の小中一貫教育校を建設すること、その建設にあたっては地域住民の関心も高く、地域の方の理解を得ながら進める必要があること、本計画が学校教育環境を充実させ、今後の飯塚市のまちづくりの一翼を担い、他地域からの定住化が期待され、市の発展に大きく寄与する可能性を持っていること等を紹介しております。

次に6ページには、本構想の性格として、それぞれの校区における学校適地の選定を主体としてとりまとめられ、本市の教育方針を具体化する教育施設建設のための指針と位置付けております。以下に、計画の背景として、飯塚市の概要、次のページ以降には学校教育の目標として平成23年度教育施策事項を13ページにかけて紹介しております。

また、13ページから34ページにかけて、幸袋小学校をはじめとして、関係小中学校の沿革、学校経営、部・クラブ活動の状況、校区の児童・生徒数の状況等を紹介しております。

次に35ページから39ページにかけて、3校区の概要を紹介しております。地区の概要をはじめ、飯塚市都市計画マスタープランでのそれぞれの地区の基本目標や、特色ある公民館活動、伝統芸能、史跡、人口、世帯数、ハザードマップを紹介しております。

続いて、40ページから52ページには小中学校、鎮西公民館、幸袋公民館及び児童セン

ター、児童館の施設の現状について紹介しております。

53ページから59ページにかけて、教育的要求の整理として、まず「飯塚市が進める小中一貫教育」について紹介しております。なぜ小中一貫教育が必要なのか、その原因についての説明と、今後の取り組み方について記載しております。また、次に「飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次実施計画」を紹介し、基本構想に求められている3校区の再編の見直しの方向について記載しております。

59ページからは基本方針として、施設一体型の小中一貫教育の特徴の紹介と、建設計画の方針として、文部科学省の示した「学校施設整備指針の改定」に基づく施設一体型の小中一貫教育校の建設計画方針を紹介しております。

60ページからは「主体的な活動を支援する施設」、63ページからは「安全でゆとりのある施設」、66ページからは「地域と連携した施設」、69ページからは「防災拠点としての施設」として紹介しております。

70ページから事業計画に関する条件として、平成23年度及び開校を予定している平成28年度の各学校の児童生徒数を記載しております。なお、28年度の予測人数は、本年3月31日現在の住民基本台帳に基づきます各校区の対象児童数で推測しております。この人数に基づき、飯塚市が進める少人数学級制に求められる設置基準と必要面積を72ページ以降に紹介しております。この表を要約いたしましたものをお手元にお配りしております。表をご覧ください。それぞれの中学校区毎に新たに建設する小学校、中学校、共通施設及び児童センター、そして穂波東中学校区を除きますが、交流施設を含めます面積はご案内のとおり、幸袋中学校区31,550平方メートル、鎮西中学校区32,174平方メートル、穂波東中学校区28,150平方メートルとなります。

元の資料に戻ります。78ページをご覧ください。建設候補地の選定について、建設適地の概要と比較検討及び候補地建設に係る各種条件が記載されています。これは後ほどご紹介いたします候補地の評価基準の置き方に関することですので、少し記載内容についてご紹介いたします。建設候補地は、幸袋中学校区3候補地、鎮西中学校区2候補地、穂波東中学校区2候補地を選定し、評価項目の比較検討をおこなっております。比較検討は、学校として求められる周辺環境や通学の安全性の他、計画上、建設上の課題、文化資産の観点から比較を行い、点数化による総合評価としております。また、3校区の小中学生保護者へのアンケート調査による「建設候補地の選定における優先順位」を参考とし、「隣接地・周辺道路との関係、周辺環境」、「校区内の通学距離」、「通学路の安全性」の各評価項目については具体化した項目を定め、内容を満たしていない場合は減点する方法としております。具体的には、後ほど別紙資料でご説明いたします。次には候補地建設に係る各種条件を紹介しておりますが、敷地選定上の条件として十分な敷地面積が確保されることなど5項目、建設計画上の条件として主要なアプローチがわかりやすいこと、多方面からのアクセスが可能なことなど4項目の条件から候補地を選定しております。ほかに準拠する法令の紹介や、建設までの標準的スケジュールを示しております。

なお、今後の予定としては、この中間報告書を基に3校区において地区住民による基本構想の検討会を開催し、住民の皆さまのご意見を参考に基本構想を完成させる計画としておりますが、検討会後に80ページに表題だけを上げております、建設計画の組み立ての記述及び検討会に関する記録等を整理し、10月末までにこの基本構想を完成させる予定となっております。

続いて、A3判横綴じの関係資料をご覧ください。1ページには幸袋中学校区の候補地を掲載しております。K1、K2、K3ということで朱書きの丸でその地点を表示しておりますが、K1が現幸袋小中学校敷、K2が小中学校東側のほ場、K3が健康の森公園整備事業の未整備用地、以上の3カ所が候補地として提案されております。

先に各校区の候補地をご紹介します。5ページをご覧ください。鎮西中学校区の候補地は、T1が飯塚市斎場前のほ場、T2がT1候補地より潤野側に位置する山林、この2カ所が候補地として提案されております。

8ページをご覧ください。穂波東中学校区の候補地は、楽市小学校、平恒小学校の現校舎敷2カ所が候補地として提案されております。ただし、楽市小学校につきましては隣接する保育所の移転が、また、平恒小学校につきましては近隣のほ場を買収し、敷地の拡張が必要となります。

2ページに戻ります。他の候補地についても同様のレイアウトとなっておりますが、2ページにつきましてはK1候補地の概要、校区周辺図、右側には評価項目とその評価点を掲載しております。敷地の位置形状、隣接地・周辺道路との関係、校区内の通学距離、通学路の安全性、避難拠点、緊急車両の寄り付きと救助活動、交流拠点・地域の埋蔵文化財、用地確保、建築計画上、建設工事上の課題及びトータルコスト評価の10項目をそれぞれ加点式、減点式、選択式をとり評価し評価点を出し、その総合計得点を右下に記載しております。

同様の様式でそれぞれの候補地の評価点が出されておりますが、一覧表に候補地毎に評価点を別紙にまとめておりますので、そちらをご覧ください。配点合計は102点満点で、それぞれの候補地の評価項目毎の得点と合計得点を記載しております。ただし、穂波東中学校区につきましては公民館との複合化を予定しておりませんので、交流拠点としての評価を除き、96点満点で評価しております。幸袋中学校区ではK2、K3、K1の順、鎮西中学校区ではT1、T2の順、穂波東中学校区ではHE1、HE2の順となっております。

なお、今後は候補地選定の協議会を組織し、この中間報告書を基に各地区の代表者により候補地を選定していただく予定にしております。

以上で報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

出された資料が、まだ中間報告という形の中で詰めた話ができるわけではないんですけど、基本的にこの報告書をざっと読ませていただいて、疑問に感じるところが2、3点ありますので、そこだけちょっとお聞きをしておきます。この80ページからなる中間報告書の中で、私が聞きたいのは、移転の話とか候補地の話、それから学校の将来とかいうことについては書いてあるわけですよね。ただ、移転後の跡地の問題ですね、この問題については全80ページ中1ページ、それも3行だけ、57ページに売却を原則としているというふうな形で書いてあるわけですよ。基本的に問題になるかと思うのは、もちろん学校の統廃合も必要だろうと思えますけれど、そこから学校を持っていかれた後をどうするのかということが、やはり基本構想の中で、この再活用というのが私は必ず必要になるのではないかなというふうに考えておるんですけど、この点についてどういうふうな形でこういう中間報告をまとめられたのか、まず基本的なことをお尋ねいたします。

学校施設整備推進室主幹

ただいまのご質問でございますが、57ページのほうに概要の記載をさせていただいております。この内容というのは、第2次実施計画の中に載せておることでございます。ご覧いただいたかと思いますが、改めて内容の確認をさせていただきますと、これは第2次実施計画に掲載しておりますが、再編統合に伴い存続する学校では、老朽化による改築工事や新たな立地場所での新築工事等により多額の財政支出を伴うことから、廃校後の学校跡地については地域のまちづくりに支障が生じないような利活用を行う民間事業者等に譲渡、売却することを原則としますが、廃校後の学校施設を含めて他の公共施設の配置状況等を鑑みて検討を行うことや、

郊外の地域においては今後さらに過疎化、高齢化が進むことが予想されることから、地域特性や実情を踏まえた中で、地域の活性化が促進できるよう活用策についての検討を地域住民の意見を聞きながら行うということになっておりますけれども、したがって、ただいま具体的な案というものを私どものほうで持っておるわけではございませんが、まずその第1段階といたしまして、この原則論に基づきまして、地域の中に何らかの協議組織を作って、そこで検討をさせていただこうというふうに今後の予定としては考えております。具体的に申しますと、いま飯塚第一中学校のほうで菰田中学校と飯塚第三中学校につきましては統合を行うということで、当然その跡地の活用の問題が一番先に出てまいります。また、残りの3校区につきましては、まだ候補地の選定作業中でございますので、どこがどうなるということもはっきりと3校区ともに出せる状況ではございませんので、時期をとらえてそういうふうなお話し合いの場所というのでも早い時期に設置をしていきたいというふうに考えてはおりますが、その第1段階といたしまして、まずは教育委員会内部でこの跡地についての活用のプランがあるのかなのかというようなことも、現在内部で照会中でございます。いま申し上げましたように、具体的なものはございません。そして、地域住民の皆さんのご意向を最優先して、跡地利用については考えていきたいというふうに考えております。

岡部委員

基本的に学校の統廃合問題は、これは当然教育委員会の問題なんですよ、所管が。今度、それを外れてくると逆に空いた空き地はほかの部局が担当するのか、それとも関わって一緒にやっていくのか、そここのところをお尋ねいたします。

学校施設整備推進室主幹

ご指摘のとおりでございます。教育委員会といたしましては、財産の処分権等がございませんので、当然、市長部局のほうとの連絡調整を密に行いながら実施をしていく必要がございます。この点につきましては確認をしておりますが、まずは第1段階としては教育委員会、特にその担当部署でございます学校施設整備推進室のほうで窓口となって、いま申し上げました地域住民の方の協議組織の設置、またその設置に向けた作業については取り組んでいくようにということで、この部分につきましては市長部局とも確認を取って、現在作業を進めさせていただいているところでございます。当然、その財産の処分につきましては、教育委員会の単独では決定できることではございませんので、その点は十分認識をしております。

岡部委員

まさにあなたのおっしゃるとおりで、もともと統廃合をやるというのは、そこに生徒の数が少なくなったと、また老朽化していつ活用するに値しないから一緒にしましよと、ひっつけまじよとか、移転しましよとかいう問題が出てくるわけですよ。ということは、当然空いたところを、さっき私が一番最初に質問しましたように、売却を原則としておるとかいうふうな話を言われても、それはきれいごとにはすぎないと。そんなところ誰が入ってきて、誰が買いますか、まあ基本的にはですよ。ただし、そこで生活をしている方にしてみれば、学校という1つの大きなコミュニティが突然なくなるわけですよ。なくなった後の新たなコミュニティの場の構築っていうのを誰が責任を持ってやるのかと。いまの課長の話も聞いていても私は思うんですけど、最終的には教育委員会は学校の統廃合に関する責任は持つと。ただし、あとの再活用とか、地域振興とかいう問題については、これは違う考え方の中でやらなきゃいけないというふうにしか聞こえんわけですよ。過去においてもそういう考え方で、私は説明を聞いたような気がするんですよ。こここのところが、やはりせつかく出されておる建設基本構想、一貫校の僕は肝の部分じゃなからうかなというふうに思うんですよ。こういうふうなところがしっかりしたものが、あなた方がお持ちになって、地域の方と移転についての話、統廃合についての話をやるときに話が進むんであって、そうでなければ恐らく空き家はどうするんだという話の中で最終的には振興なり、経済部局のほうでどっか連れてきて売りますとか、ある

いは何か学校関連施設を壊す前に使いますとかいうような、いいかげんな話の中でぼやかしてしまうというふうに私は気がしておりますし、心配をしております。考え方として。だからこの構想を進めていくためには必ず跡地の話もそれなりの時間をとって、紙面をとって、構想案の中に盛り込んで、そして地域の方と一緒に話をしていくということが前提と思うわけですが、いかがですか、部長。

教育部長

担当主幹がご説明を申しあげましたように、やはりその地域の特性、あるいは実情に応じたまちづくりに関しましても教育委員会は単なる教育的側面だけではなく、教育が地域づくり、まちづくりの基本にもなりますので、積極的に教育委員会も関わっていきたくて考えております。それで担当主幹が申しましたように、財産の処分権等は市長部局にあり教育委員会にございませんですけど、繰り返しになりますが、まずは教育委員会内部で施設等の利活用が可能か、あるいはどういうふうな利用が可能かということを検討いたしまして、住民の方のご意見もお聞きし、市長部局と十分協議したなかで利活用についても検討し、市全体として教育委員会が関わりながらしていきたいと思っております。ただこの紙面の構想につきましては、このたたき台、中間報告につきまして住民の方々にもまた今回、意見を伺いするように下ろしてまいりますので、その中のご意見等も出てまいるかと思っておりますので、その中で中間報告については変わってくることもあり得るというふうにいま考えています。ただ教育委員会といたしましても、地域の住民の方のご意見をしっかりお聞きしながら、この基本構想の完成に向けて進めていきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

岡部委員

最後に、いま2、3点お尋ねした中でお願いなんですけど、統廃合ありきじゃなくて、まずは学校をどういう形の中で動かすのか。そして、動かした跡地はどういうふうな形で皆さんの生活に支障がないのか。また、地域振興に影響がこういうふうな形にすれば出るのかとか、出ないのかとか、そういったところも合わせた形の中で一緒に進めていっていただきたい。学校の統廃合ありき、あるいは移転ありきという形だけでいくと、多分住民の方も納得をしない部分が出てきて、最終的には公権力で強制的に持っていくというふうな問題が出てきますので、やはりそこを大事に考えていっていただきたいとお願ひをします。それでまだ中間報告書ですので、今後自分なりに中身を精査しながらお尋ねしますので、これで終わりますけど、ひとつよろしくお願ひいたします。

委員長

ただいまの教育部長の説明の中で、跡地の利活用については市長部局、また後々まで跡地の利活用について教育部局も一緒に入って協議、審議をしていくということですので、そのあたり、市長もきょうはみえられてありますので、よろしくお願ひしときます。

他に質疑はありませんか。

松本委員

全般にでもよろしいですか。中間報告はきょういただきましたので、私どもも目を通して論議をしたいと思ひます。ちょっと1点尋ねをします。先般、私どもの委員会に穎田の小中学校の実施設計という図面をつけていただきました。見させていただいたんですが、ちょっとよく私もわかりませんので、1点だけお尋ねをいたしたいと思ひます。この今回つくろうとしている学校の教室の天井の高さをお尋ねをしたいと思ひますが、何メートルということになっているんでしょうか。

教育施設課長

教室の天井の高さは、一番低いところで3メートルで計画いたしております。

松本委員

この3メートルの根拠。これはどうして飯塚市は3メートルというふうになされておるのか、

お尋ねをいたします。

教育施設課長

この3メートルの根拠でございますが、いろいろな協議の中で児童生徒が1日の大半を過ごす施設ということでございますので、天井を下げることによる圧迫感を感じることも十分な自然換気、それから通風、自然採光を確保するためには開口部の面積を確保する必要があるということから3メートルの高さとしております。それから、構造的には開放的な空間を、面積を確保するためには梁が通りますけど、梁の下場から天井の高さになりますので、その梁を下げることにより開口面積が少なくなりますので、通風とか換気、採光を考えれば3メートルが1番ベストじゃないかということで3メートルに決定いたしております。

松本委員

いまの3メートル、これは基準法が一般住宅については2.1メートル以上、学校等については3メートルというのが明記をされておりました。ほとんどの学校が3メートルということできとるんです、いまの時点で。ところが平成17年にこの改正がなされました。この3メートルというのは当時の石炭ストーブの時代からの3メートルなんです。これの換気を取るということで3メートルというのが基準法の中で定められまして、そしてその後50年代には生徒数が多いということで、やっぱり教室の換気というようなことから、これがもう3メートルが扱われないままにずっときていたというのが現状なんです。平成17年にこれが改正になりました。そのことはご承知だというふうに思いますが、飯塚市もコンサルあたりに設計をお願いして、大きな金額を出してこの設計を立てておられると思うんですが、その際にコンサルあたりからも3メートルではなくて、こういうふうに変わったんだから、いま2.7メートルというのが出ておるようですが、そういう論議がなされて、いやいややっぱりいま言われるように3メートル、飯塚市の学校の高さは3メートルというふうに定められたのかどうなのか、論議がなされたのか、ただ単に今まで3メートルということやってきていたので3メートルということなのか、その辺をお尋ねいたします。

教育施設課長

基本設計を作成するときにそういう提案はっております。ただ先ほど申し上げましたように、自然換気とか、通風とか、採光とかを考えれば3メートルがベストであるということでコンサルと私どもと協議いたしまして、3メートルで決定いたしております。

松本委員

そうしますと現場の声として、いま空調というような話もありましたけれども、これから飯塚市が建設をする学校です。施設にクーラーが入るとか、暖房が入るとか、そういったことは抜きにしても、やっぱり今の時代、省エネということから考えるとこの3メートルと2.7メートル、まあ2.7メートルが適当なのか、2.5メートルがいいのかっていうものもありますが、低くするというので省エネ、エネルギーを無駄に使わないというのが1点と、また子どもたちの勉強する電気の高さ、これをやっぱり下げてほしい。子どもたちの手のところが暗いと、高ければですね、当たり前でしょう。そういったことがよそは教育委員会のほうから上がってきているんです。現実、実際の声として。そして3メートルないといけないのかというようなことで、2.7メートルというのがいま出ておるわけです。3メートルでも2.7メートルでもいいじゃないかと思われるかもしれませんが、学校の建設費というのは億単位の金額を使うわけです。そうしますと1.5%の削減と、これを下げることでですね。そして子どもたちもそういう空調なり手元の明るさ、こういったものが、そのほうがよりよいというような、もうよそでちゃんとしたそういう成果が出ております。やはりコンサルをお願いをして、その専門分野のノウハウを出していただくわけですから、そういったことを十二分にですね、飯塚も今後あと何校も建てると、もういま中間報告でも出ているわけですよ。そうすると1校に対して何千万円単位の削減になる。ということについては教育委員会もしっかりとした、

ただずっと3メートルできているから、3メートルでいこうやとか、そういう話では私は駄目だというふうに思うんですよ。やっぱり地元が本当に私たちがどういう学校を建てたいのか、子どもたちにどういう学校を提供するのかというのをしっかりと考えないと、金がない金がないとよく言われるんですが、やっぱりそういった知恵なり、足を使った行動というのは出していただかないといけないと思うんですが、その辺どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

教育部長

今ご指摘がございました穎田小中学校の天井高につきましては、もうすでに3メートルの実設計をしておりますのでこのまま建設工事、まだ議決をいただいておりますけど、進めざるを得ないと考えています。ただ、ご指摘のありました天井高の問題、それから省エネの問題、それと照明の明るさの問題でございます。現在、既存の学校につきましては天井高3メートルでございますので、明るさは足りない分については蛍光灯をふやすなり、下げるなりという工夫をして教育環境の確保をしております。この中間報告でもありますが、天井高については触れておりませんが、あるべき教育環境のあり方という部分もございまして、この2.7メートルという、お聞きしますと草加市のほうでそういう建物ができたとということでございまして調査等をいたしまして、今後、実施設計を設計するに当たりましてはそういったものを取り入れた中で検討して、設計をしまいたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

松本委員

いま部長が言われたように、現実に蛍光灯を下げるとか、そういう行為があっているにも関わらず、またまた同じことをする。そういったことでは、子ども達の安心・安全なんて、快適な空間とかその以前の問題だというふうに私は思っています。それで、草加市さんがそういう活動をされたというのがきっかけになっているんですが、いいのか悪いのかというのは別として、やっぱり新しい学校を大きなお金を使って建てようとしているわけですから、やっぱりそのところは十二分な論議をしていただかないと、いやいやもう3メートルでずっときているので、3メートルでいいよというようなことではいけないのではないかということで、2.7メートルが最適なのかどうなのかというのは、私もよくわかりませんが、そういう論議や提案をするということが教育委員会としては欠けていると言わざるを得ないというふうに私は思っています。ぜひ、その部分をやっていただきたいというのをお願いをしておきたいというふうに思います。

委員長

ちょっといいですか。いま部長は実施設計をして入札が終わっているから、もう変更はできないということですがけれども、それはおかしいと思うんですよ。施工というのはどっちにしても設計変更というのがあるわけですから、いま松本委員が言われるように2.7メートルが最適なのか、3メートルでいま行政が実施設計をして入札まで終わった分が、きちっとした形の中で3メートルでないだめだというものをやっぱりきちっと説明するなり、草加市のほうで2.7メートルで実施してあるから、その分を調査研究して、再度、回答を出すべきだろうと、私は思いますけどね。どんなふうですか、そのあたりは。

教育部長

きょうご指摘のありました天井高の2.7メートル、構造上の問題もあると思うんですが、今後研究させていただきたいと思っております。今後のこの基本計画にあります3校の設計につきましては、研究結果を生かした形で進めさせていただきたいと思っておりますけれども、穎田小中学校については、ちょっと時間の関係がございまして、現行のままいかせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

委員長

松本委員のほうはいいですか。

松本委員

皆さん方がそういう認識があれば、最初からそういうふうな構造になるんですよ。ところが、なかなかそういうふうになっていないというのが現状ですので、穎田についてはこういう設計図案ができていますので、構造的なこともちょっと私はよくわかりません、下りてきたらどうのこうのというような課長のお話がありましたけれども、構造的なことはちょっと私もわかりかねますが、そういったいろんな情報を皆さん方が持つ中で学校を建てよう、役所を建てよう、そういうことにしていただかないといろんな不備が出てくるのではないかなというのを指摘をしておきたいというふうに思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

松本委員

もう1点、お尋ねをいたします。昨日、建設委員会がございまして通学路の問題が出ました。再編になって通学路もずいぶん幅広く変わってくるんじゃないのかなという気がしますが、通学路の選定、通学路にここは入ってませんか、入ってますとかというような話が、昨日出ておりましたが、通学路についてちょっとお尋ねをしたい、説明をいただけますか。

学校施設整備推進室主幹

いまの松本委員のご質問につきましては、本日資料として提出をさせていただいております3中学校区の通学路についてのご質問としてとらえさせていただきまして、答弁をさせていただきますならば、先ほどご説明いたしました資料がございます。A3版横の資料の1ページ、5ページ、8ページにそれぞれの校区の紹介をさせていただいておりますが、その中で例えば1ページの幸袋中学校区でございますけれども、現在の幸袋小中学校から赤の点線で記載しておりますのが、通学路で指定をしておる部分でございます。そして、目尾小学校から伸びております青い波線で書いておりますのが、目尾小学校で現在通学路と指定をされている線でございます。そういうふうな確認のもと、新しい候補地、K3になるわけですが、についてはどのようなルートをとるか、これは確定ではございませんが、一応の想定案ということで掲載をさせていただいております。また、こういうふうなたたき台を地区の皆様方、保護者を中心としてご意見を賜りながら決めていきたいというふうに、新しい学校の建設に向けては考えております。

松本委員

ここで赤い線で示されておるのが通学路と言われるものというふうにいま説明があったんですが、それでは私の家からこの通学路に来るまでの道、家の前が通学路であれば、それはそれでいいかもしれませんが、その道というのはどうなるんでしょうか。どのような考え方になるんですか。

学校教育課長

通学路につきましては、学校長が通学路を指定します。通学路を指定する際に、まず子どもたちがどこに住んでいるかということ把握して、そこから網羅してすべてを通学路というふうに指定しています。今おっしゃられたように、自分の自宅からその通学路に行くためにはどうするかというのは、そこも通学路に指定するようにしているんですが、そうやってなければ早急に改善しなくてはならないというふうに考えております。

松本委員

なっていないから昨日の建設委員会でも、そこは通学路ではないとか、通学路の中に入っておりませんか、入っておりますとか言うような話になるんですよ。通学路を学校長が決められて、こういう赤線をされるというのも承知をいたしております。しかし、その通学路までは私どもの子どもは行かないといけない。今そうなのかどうなのか分かりませんが、もし交通事故

とかあったときに、通学路を通っていた子どもとそうでない子どもの保険の対象とかも昔は違っていたような気がするんですよ、今そうなのかどうなのかよくわかりませんが。そういうことになれば、やっぱり通学路というのは通学路まで行くまでに何かあったらどうするということなことを保護者は考えると思うんですが、どうですか、その辺は。

学校教育課長

今おっしゃられたとおり、通学路を通っているときと通っていないときの保険の関係のものは今も残っておりますから、それがありますもんですから、先ほど私が言いましたように、自宅から通学路まで行く間のもも通学路として指定しなくてはならないと考えております。

松本委員

ぜひその辺も考えていただかないと、現実にはここからは通学路ですが、通学路まで行くここは違いますよとかいうようなね、そんな変な話はないと思います。子どもが通るところが通学路であろうというふうに認識をいたしますので、ぜひその部分も教育委員会として、ちゃんとした姿勢を出していただくようお願いをしたいというふうに思います。終わります。

委員長

他に質疑はございませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、3件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「2012年飯塚市成人式の開催日の変更について」の報告を求めます。

中央公民館長

2012年飯塚市成人式の開催日の変更につきまして、ご報告いたします。

2012年の飯塚市成人式は、例年開催しております国民の祝日、成人の日から変更して、前日の日曜日、平成24年1月8日に開催をいたします。変更の理由といたしましては、祝日の成人の日が、連休の最終日となっていることから、遠方から帰省する新成人者にとっては、出席しやすい開催日ではないこと。また、毎回実施しております成人式出席者に対するアンケート調査からも、同様の回答が多くみられておりましたことからでございます。

なお、変更にあたりましては、成人の日の前日に、例年開催されております行事の担当課及び関係機関との協議調整を行っております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成23年度飯塚市一般廃棄物処理実施計画の一部変更等について」の報告を求めます。

環境対策課長

環境対策課から「平成23年度飯塚市一般廃棄物処理実施計画の一部変更等について」ご報告いたします。

本市の一般廃棄物処理につきましては、合併後の平成21年度から市内全域を7分別収集に

統一し、毎年作成いたしております実施計画に基づき収集、運搬及び処理を行っておりますが、毎年7月から10月にかけて大量に発生する刈草と剪定枝につきましては、燃焼速度が早く施設が不安定な稼働となりやすいことなどから、草刈業者などが事業系一般廃棄物として清掃工場に持ち込むものにつきましては、やむを得ず1日当たりの受入量の制限を行っております。このため、受入れ出来ないものにつきましては、堆肥や牛舎のしきわらの材料としてリサイクル処理を行う事業所に搬入されておりましたが、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所から刈草及び剪定枝の粉碎などの処理には一般廃棄物の中間処理業としての市の許可が必要との指摘があり、受入れが中止されておりました。

このため、市として一般廃棄物の適正処理を図る必要があることから、従来の焼却処理とふくおか県央施設組合のRDF燃料化処理に加え、主に事業活動から多量に発生する刈草等に対し、堆肥の原料などの再資源化処理を新たに設け、その粉碎などの破砕処理を民間の許可業として実施計画に盛り込むため、平成23年度の一般廃棄物処理実施計画の一部変更を本年6月28日に行っております。

また、これに伴いまして、受入れを中止しておりました市内の3業者から許可の申請があり、提出書類、施設の状況及び粉碎した後の堆肥化工場への搬出計画などについて調査・確認を行った結果、いずれも適正と判断されましたので、3事業者に対し刈草及び剪定枝の破砕、いわゆるチップ化に限定した中間処理業の許可を7月27日に行い、合わせまして主な発注元である国や県の関係機関等に通知しております。

なお、お手元に配布しております資料は、本市におけるごみ処理計画の概要と、今回の見直し部分を網掛けとアンダーラインにより示したものとなっております。左側の「分別区分」は、現在の7分別を示しており、上段の「可燃ごみ」の内訳として「刈草・剪定枝」を新たに設けております。また、中ほどの「中間処理」の「破砕処理」の欄に「刈草・剪定枝に限定した民間事業者への許可」を、また、右側の「最終処理」の欄のリサイクルの「再資源化」の内訳に「刈草・剪定枝のチップ」を新たに追加しております。

なお、今後の対応といたしましては、許可業者から毎月提出されます事業報告書の確認や現地調査などを随時行い、必要がある場合は指導・監督などを行うなど、再資源化に向けた適正処理に努めて参りたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市民課窓口業務の民間委託の取り組みについて」の報告を求めます。

市民課長

「市民課窓口業務の民間委託の取り組みについて」概略を報告します。

本市の民間委託につきましては、民間事業者の創意工夫を活用し、より良質な市民サービスとコスト縮減を実現するため、行財政改革大綱及びこれに基づく実施計画により取り組んでいるところです。市民課窓口業務等の民間委託につきましても手法や顧客対応スキルなど民間が有するノウハウを最大限に活用することにより、受付窓口の総合窓口化に対する市民満足度のさらなる向上を目指すとともにコストの低減を図ることを目的として実施するものです。

民間委託を実施する業務は、住民票の写し・戸籍謄抄本の交付、住民異動届出受け付け、印鑑登録申請受け付け及び印鑑登録証明書の交付、税証明交付及び水道・給食費の納付書再発行に関するもの等で、主に平成20年3月31日付で総務省自治行政局等から示された業務の範囲に沿って民間活用を図るものです。なお、窓口業務を処理するに際して、請求や申し出に対する交付・不交付の決定や請求・届出内容等に対する審査そのものについては、いままでどお

り市職員が自ら行います。

民間委託後の窓口係の職員数につきましては、職員14名が5名減の9名、臨時職員は5名が全員減となり、現在より10名の減員となります。この10名分の業務について民間委託をいたします。

窓口業務を民間委託する際に、最も重要事項である個人情報の保護につきましては、業者選定の際に基本的人権の尊重、個人情報の保護等を企業倫理に取り入れているか否かを重視することや秘密保持に関する事項を契約書にうたうこと等をはじめ、本市の個人情報保護条例の罰則規定をより強化したのを見直す予定です。

なお、本格実施を平成24年4月に予定しておりますが、円滑な移行を図る上から業者選定後、平成24年1月から委託業者の引き継ぎ期間を設けることとしております。窓口サービスの安定した提供と質の向上を図るため、契約期間は5年間の予定です。契約の方式につきましては、他市の状況を参考にして、プロポーザル方式で検討しています。なお、関連予算につきましては、9月議会に上程予定です。

資料として、平成22年度の証明書交付件数、届出登録件数並びに民間委託前後の窓口係職員数及び今後の予定を配布させていただいております。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

2、3点聞きたいのですが、委託業者の選定に当たってはプロポーザル方式でやるというような話をされた。プロポーザルそのものに対して、私は異論があるわけではない。ただ、プロポーザルで上がってきたものに対する判定というか、基準というものはどういうふうな組織でかかろうとしているのかというのが、過去のプロポーザル方式のやり方についても疑問があるところがありますので、その点が1件。それからもう1つ、民間委託っていうのは私も大賛成なんです。ただ問題は本庁だけの話ですか。そこところはちょっとわからないので、各支所とかにもまたがっての話をやられているのか。まずこの2つだけちょっと教えてください。

市民課長

プロポーザル方式に取り組むために早急に選定委員会を設置したいというふうに考えております。その中でいろんな基準とか、そういうのを検討していただくわけですが、ちょっと具体的にいま考えている基準につきましてお話をさせていただきますけれど、基本事項としまして事業目的達成のための基本的な考え方とか、全体的スケジュールであるとか、あるいは業務実施における前提条件としまして、会社としての法令順守、コンプライアンスとよく言ってますけれど、法令順守の体制とか、その整備。あるいは個人情報の保護及び守秘義務並びに資料等の転用の禁止であるとか、あるいは危機管理について。また事業実施の条件としましては、業務の正確性とか迅速性、あるいは業務の改善、総合窓口の充実への協力とか、提案とか。あるいは地元への貢献、地元住民の雇用及び障がい者雇用等に関する提案であるとか。また応募業者の範囲と資格といいますか、福岡県内に本社、支社、または営業所を有し、法人登録を行っていることとか。あるいは日本情報経済社会推進協会が管理いたしますプライバシーの付与認定を受けているかどうかなど、考えていますので、先ほど申します実際に設置しました選定委員会において、選定基準であるとか配点の基準については決定してもらうものと考えております。選考委員につきましては、まだ案の段階ではございますけれど、副市長を始め、総合窓口関連部署の部長、市民環境部長、保健福祉部長、児童社会福祉部長、上下水道部次長がっております。また総務部長であるとか、財務部長、企画調整部長、経済部長等を考えているところでございます。それから本庁、支所の関係ですけれども、ここでご報告させていただいている件につきましては、本庁で取り組む事案でございます。以上でございます。

岡部委員

わかりました。最初の質問のプロポーザルの選考委員、これについても今あなたが説明したように、だいたい飯塚市でやる時、各部署の部長級から副市長までずらっと並べるとか。本来言ったら全然関係ないような人もただ役が付いているってということだけで、頭だけ並べるっていうやり方をあなた方はやりがちなのというふうに思うわけです。やはり他市の民間委託で、私も何カ所か見学に行きましたけど、やっぱり有効に機能して効果を上げる、削減効果やらそういうものを上げている。またはサービス向上に繋がっているというふうなものもありますので、やはりきちっとした選考をできるような基準を早く設けていただきたい。早急に設定をするという答弁ですので、早急に設定をしていただいて、どこから見てもこういう人たちが参加して、これが適正なプロポーザルの中身だというふうなことが、きちっとどなたにでも答弁ができるような形のものだけは作っていただきたいというふうに思います。それは僕の意見です。それともう一つはせっかくこういう市民課の窓口というふうな形で言われているので、これは前のほうに座られている市長、副市長、教育長もそうですけど、やはり市民がかかわってくる問題というのは何も市民課だけではないので、やはり民間委託という総合的な観点の中で各支所もひっくるめて、この際だから考えていただければありがたいと、これは報告事項とはちょっと外れますけど、お願いをしておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

松本委員

市民課の民間委託ということで出ておりますが、私も飯塚市議会で住宅の民間委託ということが平成21年ですか、出ております。そのときの大きな要因、反対の理由というのが個人的な情報、行政が守らなくてはならない守秘義務、さっき課長言われていましたけれども、市民からするとこれが一番大きい問題なんですよ。いま課長が言われたのは、行政サイドの事務的な立場からのことを言われた。しかし我々市民からすると自分の個人情報がどんなふうになるのか。それは守っていただけとは思いますが、それがなかなかそうできない。この市民課というのは、住宅よりももっともっと個人情報を市民に、一番密接なところなんですよ。それであるにもかかわらず、こういう議案が出てくるわけですが、市民サイドに立った守秘義務については十二分にとか、どういう委員会をつくってとか言われていると思うんですが、住宅のときに皆さん方は否決という経験をお持ちなんですが、それを踏まえて、今回またこういうあれなんですが、その辺はどのようにお考えですか。市民文教委員会には報告だけで、後はもう市民文教委員会の手から離れますよね。総務委員会ですよ、議論されるのはね。報告事項なんですが、今日しかないと思いますので、お尋ねをいたします。

市民課長

個人情報の関係ですけれども、これが先ほど申しましたように最も重要事項であろうかと思えます。また公営住宅の関係も承知しております。繰り返しなる部分がありますけれども、業者選定の際に、企業として人権の尊重であるとか個人情報の保護等を企業倫理に取り入れているか否か等を重視する。あるいは秘密保持に関する事項を契約書に謳うとか、本市の個人情報保護条例、この罰則規定を、ただいまの罰則は30,000円以下の罰金というふうな規定でございますので、これは自治法上の罰金規定に照らし合わせて強化したいというふうには考えておるところでございます。

松本委員

お尋ねをしてもそういう答弁しか多分返ってこないだろうという気はするんですが、それではやっぱり市民からすれば私の情報が本当に守られるのかというのが大きい疑惑として残ってきます。住宅のときに、やっぱり私もが反対の理由として掲げた、そういったことが十二分に、これはこういうふうな形でクリアできるんですよというものがあれば、お示しをいただき

たいんですが、多分ないと思います。ここでは報告事項ということで上がってきていますので、これを扱うのは多分総務委員会なんだろうと思うんですが、ですよね。そうですね。そこでまた論議がなされるのかと思いますが、私としては大変不安な、今の答弁ではですね。ありきたりな答弁ですもの。何ひとつそれが生かされた答弁というふうには、前の否決がですね、生かされた答弁というふうには私は理解をいたしません。ぜひぜひそういう十二分な中身の提示をしていただきたいことをお願いしておきます。

委員長

他に質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。